

マタニティ・ハラスメントは法律違反です。

育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法の改正により、各職場では妊娠・出産・育児休業などを理由としたいやがらせ(いわゆる「マタニティ・ハラスメント」)を防止するための措置を講じることが2017年1月1日から使用者に義務づけられました。

妊娠・出産・育児休業などを理由に精神的・肉体的な嫌がらせ、解雇や雇止め、また自主退職の強要などの不当な扱いは、マタニティ・ハラスメントとして、法律で禁止されています。

例えば

「産休・育休は認めないと
言われた。

妊娠を伝えたら「次の契約更新はし
ない」「他の人を雇うので早めに辞め
てもらうしかない」と言われた。

切迫流産で入院したら「もう来なくて
いいから退職届を書け」と言われた。

「就職したばかりなのに妊娠し
て、産休育休取るなんて
図々しい」と何度も言われた。

父親として育児休業を申し出たら、
上司から「男のくせに育休取るなん
てありえない」と言われた。

妊婦検診のために休暇を取得したいと上司に相談した
ら「病院は休みの日に行くものだ」と相手にしてもらえなかつた。

育児短時間勤務をしていたら、
同僚から「あなたが早く帰るせい
で、まわりは迷惑している」と何度も言われ、精神的苦痛を感じ
ている。

妊娠したことを指導教員に伝えた
ら「子どもをとるか、研究をとるかど
っちかにしろ」と迫られた。

つわりがひどく大学を休んだら「学
業に専念できないなら大学をやめ
てしまえ」と言われた。



遠慮なく、相談室に電話またはメールでご連絡ください。

広島大学 ハラスメント相談室 <http://www.hiroshima-u.ac.jp/harass/>

電話：082-424-5689 harassos@hiroshima-u.ac.jp